

建築物再生可能エネルギー設備
導入検討マニュアル策定支援業務
公募型プロポーザル募集要項

ニセコ町
企画環境課環境モデル都市推進係
(令和2年4月)

1 背景と目的

本町では、平成31年(2019年)3月に策定した「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」に基づき、温室効果ガスの排出削減と経済活動の活性化の両立を目指すため、令和2年度(2020年度)、建物の低炭素化を促進するための条例の制定に向け、検討を進めています。

具体的な内容としては、建物の新築や改築を行う際に、設計・建築事業者が建物の省エネルギー性能や再生可能エネルギー設備の導入について建主へ情報提供し、建主がそれをもとに検討した結果について、町への届出を義務付ける制度を構築するものです。

省エネルギー性能については、研究機関等が提供する性能評価指標を使用することができますが、再生可能エネルギー設備の導入については、積雪寒冷地であるニセコ町の気候風土を反映した上で、建主や設計・建築事業者など関係者が円滑に検討を行うことができるよう、必要となる基礎知識や導入手順などについて、マニュアルの形に取りまとめ、わかりやすく示す必要があります。

マニュアル策定にあたっては、地域特性を踏まえた専門的な知見が必要となるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を選定し策定を委託することから、広く募集した企画等の内容を一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザル方式により、受託事業者を選定します。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

建築物再生可能エネルギー設備導入検討マニュアル策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和3年3月25日(木)

(4) 履行場所

ニセコ町役場

(5) 事業費限度額

3,410,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 問い合わせ、提出先

ニセコ町企画環境課環境モデル都市推進係(担当:佐々木、柏木)

住所 〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

電話 0136-44-2121(内133)

メールアドレス kankyo-e@town.niseko.lg.jp

ホームページURL <https://www.town.niseko.lg.jp/>

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づくニセコ町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) ニセコ町財務規則第 122 条（平成 5 年規則第 30 号）及びニセコ町指名競争入札参加者指名基準（平成 7 年）により資格者名簿に登録された者であること。
ただし、登録されていない者については、随時指名願いを受け付けているので早急に提出すること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、ニセコ町競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成 10 年ニセコ町訓令第 16 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 17 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	<u>令和2年4月16日（木）</u> から ・町のホームページから提出書類等をダウンロードしてください。
質問の受付 （電子メール）	<u>令和2年4月16日（木）から令和2年4月28日（火）まで</u> ・電子メールにてお問合せください。
参加申込書等の提出 （郵送もしくは持参）	<u>令和2年4月16日（木）から令和2年4月30日（木）正午まで</u> ・環境モデル都市推進係へ <u>郵送もしくは持参</u> にて提出ください。 （郵送の場合は期限必着） ・提出後、環境モデル都市推進係に到着確認の電話をしてください。 ・参加承認は令和2年5月1日（金）午後4時までに順次通知します。
提案書等の提出 （郵送もしくは持参）	<u>令和2年5月7日（木）から令和2年5月13日（水）午後4時まで</u> ・参加承認を受けた事業者は、環境モデル都市推進係へ <u>郵送もしくは持参</u> にて提出してください。（郵送の場合は期限必着） ・提出後、環境モデル都市推進係に到着確認の電話をしてください。
1次審査 （書類審査）	<u>令和2年5月14日（木）又は5月15日（金）を予定</u> ・令和2年5月18日（月）午後4時までに、提案書等を提出した全ての事業者に審査結果を電子メールにて通知します。
2次審査 （プレゼンテーション）	<u>令和2年5月22日（金）</u> ニセコ町役場にて開催予定
結果通知	<u>令和2年5月25日（月）</u> の午後4時までに、全ての2次審査参加事業者へ審査結果を電子メールにて通知します。
見積もり合わせ	<u>令和2年5月26日（火）</u> ニセコ町役場にて開催予定

7 質問の受付

このプロポーザルに関して形式的な質問がある場合は、電子メールに「事業者名・担当者名・電話番号・メールアドレス・質問内容」を記載し、表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」として送信してください。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）及び提案内容に関する質問については回答いたしません。

また、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施し送信してください。

8 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書」を提出してください。

(1) 受付期間

令和2年4月16日（木）から令和2年4月30日（木）正午まで

(2) 提出書類

「公募型プロポーザル参加申込書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出してください。

番号	書類名	提出に際しての注意事項等
1	公募型プロポーザル参加申込書	・ 指定様式による ・ 提出部数：代表者印又は契約代理人印を押した正本1部
2	誓約書	・ 指定様式による ・ 提出部数：1部
3	登記事項証明書	・ 発行後3か月以内のもの ・ 提出部数：1部

(3) 承認基準

「5 参加資格」を満たしているかを確認し、承認の可否を判断します。

(4) 参加承認

このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、令和2年5月1日（金）午後4時までに、参加申込事業者へ電子メールにて通知します。

なお、上記の書類を提出したにもかかわらず、期限までに連絡がない場合は、同日午後5時までに企画環境課環境モデル都市推進係へ電話によりご確認ください。

また、参加申込事業者は、参加承認を受けない限りこのプロポーザルには参加できません。

9 提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、次のとおり審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月13日（水）午後4時まで

(2) 提出書類

提出書類は、複数ページあるものは左上をホチキスで止め、提出部数をまとめて封筒（指定なし）に入れて提出してください。

番号	書類名	提出に際しての注意事項等
1	プロポーザル 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式による 提出部数：代表者印又は契約代理人印を押した正本1部
2	企画書	<ul style="list-style-type: none"> 自由様式及び指定様式による 内容 <ul style="list-style-type: none"> ①提案書（自由様式、(3)提案書作成要領を参考に作成） ②業務経歴書（過去5年間）（業務契約書（写）を添付のこと） ③実施体制調書 ④配置予定者調書（管理責任者） ⑤配置予定者調書（担当者） ⑥履行体制図（様式：自由） 提出部数：8部
3	工程計画表	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：仕様書を踏まえ、事業完了に至るまでのスケジュールを記載してください。 ページ数：指定なし 提出部数：8部
4	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：仕様書に沿って、貴社の提案（企画）を実施する場合の見積金額及び内訳金額（消費税込）を記載してください。 契約上限額（消費税込）を超えた見積金額は記載できません。 ページ数：指定なし 提出部数：1部
5	資格登録証の 写し	<ul style="list-style-type: none"> 予定技術者の資格登録証の写しを添付 提出部数：1部
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> 会社概要等のパンフレット等の参考資料 提出部数：1部

(3) 提案書作成要領

- ア 用紙はA4縦とし、片面を1枚と算定します。文字サイズは10ポイント以上としてください。様式は特に定めません。
- イ 作成にあたっては、図表等を適切に用い、わかりやすい表現としてください。
- ウ 枚数は合計10枚(表紙は含まない。)を上限とします。各記載内容間での枚数の調整は自由とします。
- エ 提案内容は「仕様書」の作業内容と整合性があり、評価表を踏まえたものとしてください。
- オ 仕様書記載の全業務を実施する上での基本的な実施方針について、ニセコ町の地域特性を踏まえ、組織の経験や実績に基づいた特に重視する事項等を記載するとともに、仕様書の3(1)から3(6)に記載の内容について、組織としての業務実績・経験等に基づいた業務上の配慮事項、作業の手順及び具体的かつ詳細な作業内容を記載してください。

10 1次審査(書類審査)

(1) 審査期間

令和2年5月14日(木)又は5月15日(金)を予定。

(2) 審査内容

「建築物再生可能エネルギー設備導入検討マニュアル策定支援業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)」を設置して審査を実施します。

1次審査は、提出書類を「採点基準表」に基づき審査し、上位5者程度を2次審査(プレゼンテーション)参加事業者として選定します。なお、提案者数が5者以下で、かつ選定委員会において全者プレゼンテーション(2次審査)を実施するのが望ましいと判断されたときは、1次審査を実施しないものとします。

(3) 結果通知

1次審査の結果は、令和2年5月18日(月)午後4時までに、全ての1次審査参加事業者へ電子メールにて通知します。(上記(2)のなお書きにより1次審査を実施しないときも同様に通知します。)

なお、同日の午後4時までに連絡がない場合は、同日午後5時までに、企画環境課環境モデル都市推進係へ電話によりご確認ください。

(4) その他

審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

11 2次審査（プレゼンテーション）

（1）実施日

令和2年5月22日（金）を予定

ただし、10の一次審査を実施しないときは、実施日を前倒しする場合があります。

（2）場所等

日時及び場所等の詳細については、別途連絡します。

（3）出席者

3名以内とします。なお、管理責任者となる方は必ず出席してください。

（4）発表時間等

9（2）企画書の内容に係るプレゼンテーション（15分程度）の後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に企画環境課環境モデル都市推進係へ連絡してください。

（5）審査内容

ア 委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価項目毎に合計した総合得点を参考に評価し、交渉権の順位を設定します。

イ ニセコ町は、交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または交渉権第1位に選定された事業者が「12 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以後、同様とします。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった事業者は、審査の対象から除外します。

エ 全事業者の提案内容が不十分であったときは、事業者を選定しない場合があります。

（6）結果通知

審査会の選定結果は、令和2年5月25日（月）午後4時までに、全ての2次審査参加事業者へ電子メールにて通知します。

なお、同日の午後4時までに連絡がない場合は、同日午後5時までに企画環境課環境モデル都市推進係へ電話によりご確認ください。

（7）その他

プレゼンテーション及び審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （1）「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （2）各期間内に定められた書類の提出がなかった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提案書など提出書類の提出後の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者としてします。また、ニセコ町と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとしてします。
- (4) ニセコ町と契約を締結する事業者は、提出書類の「工程表」に記載した内容に基づき委託業務を実施するものとし、ニセコ町の許可なく業務行程の変更はできないこととしてします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、ニセコ町がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしてします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「ニセコ町情報公開条例」に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとしてします。
- (9) この募集要項に定めのない事項については、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）、「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）、「ニセコ町財務規則」（平成5年規則第30号）等関係法令等の定めるところによります。